

最新情報 若者チャレンジ奨励金が創設されました!

若者の人材育成に取り組む事業主を支援することを目的として、「若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）」が創設されました。

【若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）の概要】

この奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主に支給されるものです。

1. 種類と支給額

訓練実施期間中に支給	正社員雇用奨励金
訓練終了後に支給	訓練受講者1人1月当たり15万円
訓練奨励金	訓練受講者を正社員として雇用した場合に、 1人当たり1年経過時に50万円、 2年経過時に50万円(計100万円)

※1年度に計画することができる訓練には、一定の上限があります。

2. 若者チャレンジ訓練の対象者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者とされています。

- 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者等であって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
- 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者等

3. 奨励金を活用できる事業主の要件(主要なもの)

① 都道府県労働局長の確認を受けた訓練実施計画に基づき訓練受講者(雇用保険被保険者に限る)に訓練を実施する事業主であること。

(一定の要件等に該当する訓練の実施計画を作成し、都道府県労働局長の確認を受けた上で、その計画に基づき訓練を実施する必要があります)

② 訓練受講者に訓練期間中の賃金を支払う事業主であること。

③ 雇用保険適用事業の事業主であること。 等

☆この奨励金は平成25年度末までの時限措置で、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で申請の受付を中止することです。活用をお考えの場合は、気軽にお声かけください。

最新情報 現在国会で審議されている法案の概要をご紹介します

現在、第183回国会(本年1月28日に召集。会期は本年6月26日まで)が開かれています。厚生労働省からどのような法案が提出され、審議されているのでしょうか? 法改正の動きを事前に知っておくことが、企業経営の安心にもつながります。ここでは概要をご紹介します。

第183回国会で審議されている主要な法案(厚生労働省関係)

1 健康保険法等の一部を改正する法律案

①協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から平成24年度までの間講じてきた、国庫補助の13%から16.4%への引き上げ措置を2年間延長する等、協会けんぽへの財政支援措置を講ずる。

→この措置により、現行の協会けんぽの保険料率「平均10.0%」が平成26年度まで維持できる見通しです!

②健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労災保険の給付対象とならない場合は、原則として、健康保険の給付対象とすることを法律に規定する。等

→この法案は、予算編成の遅れから、予定した時期に成立させることができませんでしたが、そろそろ成立する見通しです。成立しましたら、改めて詳細をご紹介します。

2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行う。

②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

→①については、施行日以後は厚生年金基金の新設を認めないことも盛り込まれています。②はいわゆる「主婦年金(サラリーマンの妻の年金)」の話です。

3 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

①雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める。

→例えば、車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること、知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること、等が想定されています。

②障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定障害者雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

→平成28年4月(②は平成30年4月)からの施行を目指しています。平成25年4月から、企業に義務付けられている障害者の法定障害者雇用率が0.2ポイント引き上げられ、全従業員の2.0%とされましたが、今回の法律案が通ると、2.0%以上にさらに引き上げられることが予想されます。

障害者雇用についてなど、不安がありましたら、お声掛けください。政府も障害者雇用には積極的ですので、さまざまな種類の助成金も用意されています。ハローワークを通じた障害者の就職も現在増加傾向ということです。

新情報！ 雇用調整助成金の制度の変更

本年6月1日から、雇用保険二事業として支給される助成金の中心といえる「雇用調整助成金」について、制度変更を予定していることが、厚生労働省から公表されています。概要は次のとおりです。

◆雇用調整助成金の制度の変更◆

● 支給要件に、次の雇用指標が加わります

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年6月1日以降に設定する場合から、最近3か月の「雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計」の平均値が、前年同期と比べ、大企業では「5%を超えてかつ6人以上」、中小企業では「10%を超えてかつ4人以上」、増加していないことが要件となります。

● 残業相殺が実施されます

平成25年6月1日以降の判定基礎期間から休業等(休業や教育訓練)を行った判定基礎期間内に、その対象者が時間外労働(所定外・法定外労働)をしていた場合、時間外労働時間相当分が助成額から差し引かれます。

例) 所定労働時間が8時間の事業所で、判定基礎期間の休業等延べ日数が20日、同期間の休業等対象者の時間外労働時間が合計32時間、であった場合

20日×4日(32時間÷8時間)=16日分の支給となります。

※ その他、短時間休業実施の際の要件を整備することとされています。

注① 平成25年4月1日から、中小企業緊急雇用安定助成金は、「雇用調整助成金」に統合されています(助成の仕組みは今までと同様です)。

注② 平成25年4月1日から、支給額が一部変更されています。

	大企業	中小企業
休業等を実施した場合の休業手当または賃金相当額、 出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率	1 / 2	2 / 3
教育訓練(事業所内訓練)を実施したときの加算額	(1人1日当たり) 1,000円	(1人1日当たり) 1,500円
教育訓練(事業所外訓練)を実施したときの加算額	(1人1日当たり) 2,000円	(1人1日当たり) 3,000円

注③ 岩手県、宮城県、福島県の事業所については、一部の実施時期を6か月遅らせる等の特例的な措置があります。